

特定原子力施設の指定等に関する意見

平成24年10月30日
福島県生活環境部

今般、原子力規制庁から、東京電力株式会社福島第一原子力発電所の特定原子力施設への指定等について説明を受けましたが、当県の意見は下記のとおりです。

記

1 特定原子力施設の指定について

(1) 中長期ロードマップへの関わりの明確化

原子力規制委員会は、特定原子力施設に指定後の1～4号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップに基づく取組に、どのように関わるのかを明確にすること。

(理由) 県民の安全・安心の確保の観点から、中長期ロードマップに基づく取組について、資源エネルギー庁と東京電力による各作業工程の検討段階から、原子力規制委員会が積極的に関わり、円滑に進められる必要がある。

(2) 5・6号機の取り扱いの明確化

原子力規制委員会は、特定原子力施設に指定後の5・6号機の取り扱い方針を明確にすること。

(理由) 措置を講ずべき事項案において、5・6号機は冷温停止を維持・継続することを目標としているが、本県は県内全号機の廃炉を求めており、5・6号機については、冷温停止を維持する期間や、その取り扱い方針の判断時期、手続き等を明らかにする必要がある。

2 措置を講ずべき事項について

(1) 広域的な環境影響評価の実施

リスク評価に当たっては、作業中のトラブル等に起因する事故の緊急事態への進展も想定し、周辺地域のみならず広域的な環境影響評価を行うことを、措置を講ずべき事項に追加すること。

(理由) 県民の安全・安心の確保の観点から、作業中のトラブル等に起因する事故による全県域への環境影響を明らかにする必要がある。

(2) 県民への丁寧で分かりやすい説明

実施計画とその進捗状況について、県民に分かりやすく丁寧に説明することを、措置を講ずべき事項に追加すること。

(理由) 廃炉に向けたプロセスの透明性を確保し、東京電力が的確に説明責任を果たしていくことが必要である。

3 実施計画について

(1) 認可の基準の明確化

原子力規制委員会は、東京電力から提出される実施計画の妥当性を判断するための基準を明確にした上で、認可を行うこと。

(理由) 実施計画の認可における客観性を確保する必要がある。

(2) 実施計画の柔軟な見直し

実施計画の認可後であっても、原子力規制委員会及び東京電力は、実施計画を柔軟に見直すこと。

(理由) 実施計画は、廃炉工程の進捗状況や技術開発の状況に大きく影響を受けるものであるため、適時、適切な見直しが必要である。

以上